

論文

部落解放研究と民俗学の課題

政岡伸洋

はじめに

民俗学は日本文化の特質を明らかにする学問であり、当然その対象は日本人全体でなければならぬはずである。しかし、被差別部落については、これまであまり取り上げられてこなかったというより、その対象から切り捨てられてきたのではなからうか。筆者は部落史研究について素人であったが、この問題を検討せずして本当に日本文化が明らかにされるのかという点に疑問をもって¹⁾いた。では、なぜこのようなことになったのであろうか。そこにはこれまでの民俗学の学問的特質に原因があるのではないかと考えたのである。

民俗学は当然のことながら民俗を対象とする学問であるが、その担い手がどのような人びとであるかという問

題は、民俗学の対象を考える上で重要である。そこで、本論ではこれまでの民俗学の主流であった柳田民俗学において、その概念である常民と主たる方法論であった重出立証法を支えてきた日本文化に対する基本認識を明らかにした上で、被差別部落を研究対象とすることが可能であったのか検討したい。そして、その後新たに提唱された個別分析法や地域民俗学が被差別部落の民俗研究にとって有効的な方法になりえるのか、またこれまでの部落解放研究にかかわる民俗学の成果からその研究視角を明らかにした上で、その問題点と今後の課題について考えてみたい。

一 民俗学と被差別民

1 柳田民俗学の対象と被差別民

常民という用語を初めて使用したのは柳田国男であるといわれている。福田アジオによれば、当初はこの他に平民や常人なども混同して用いられており、それが常民という用語に統一されてくる背景には、フィールドワークという手法を使って資料を採集するという日本民俗学の方法の確立があることを指摘している。

では、民俗の担い手を指す概念である常民がどのような人びとを指すのかについて、柳田自身も相当に揺れ動いていたようであるが、『郷土生活の研究法』の「常民即ちごく普通の百姓」という発言が示すように、近世村落における本百姓層を想定し、ここには貴族や士族などの支配者層、また僧侶や漂泊民などは含まれていなかった。つまり、民俗学の対象たる民俗の担い手はあくまで本百姓としての農民であり、これは柳田の「何故に農民は貧なりや」(傍点政岡)という問題意識に象徴されているといえよう。また、有識階級と対比させたり教養ある知識人に対する「模倣的保守的な生活態度をもつところの無

識層である」とする見解もみられるが、その対象はあくまで農民であって、その他の発言はその性格を表すものであった。

しかし、その後も同様に常民は単に農民のみを指していたのかというところではない。例えば、柳田は一九五七年の座談会「日本文化の伝統」という講演のなかで天皇も常民に含まれるという発言をしている。福田アジオは、この段階で常民は天皇を含む日本人全体を指すようになるが、この背景として民俗学の目的が日本人のエトノスの追求へと変化したことと密接に関連することを指摘している。

さて、ここで問題となるのが、常民の対象として日本人全体といったとき、天皇は含まれるようになったが、被差別民はどうだったのかという点である。柳田民俗学と被差別民との問題について、よく「所謂特殊部落ノ種類」が取り上げられ、宮田登も「明治末から大正にかけての柳田の民俗信仰論の中には、非常民の部分が絶えず含まれていたといえる」と述べている。柳田が被差別民にも目を向けていた点については否定できない事実であるが、民俗学が完成されたあとも被差別民を取り上げるといふ視点があつたかどうかは疑わしい。それは、この論文の構成の中に平民と対比させるような記述もみら

れるからであり、福田アジオも当時民俗の担い手に想定されていた平民には被差別民は含まれなかったことを指摘している。つまり、民俗学の模索の段階で取り上げられた山人やイタカ・サンカ、毛坊主などを含む被差別民は、その方法論が確立されるにたがって取り上げられなくなっていくことから考えても、これらは確立された民俗学の対象には含まれていなかったものと考えざるをえないのである。

さて、柳田民俗学において民俗の担い手である常民の対象が限定された要因として、当時の方法論との関連も重要な要因となっているものと考えられる。柳田国男が民俗学を確立した当時の主たる方法論として重出立証法があげられるが、その特徴として地域差を時間差に置き換えて個別の民俗事象の変遷を明らかにするという点があげられる。そして、福田アジオはこの方法が有効性をもつための前提条件として、(1)社会的事象はすべて変化し変遷する、(2)変化し変遷するにはかならず原因がある、(3)個別事象の変遷は日本全体どこでも同じ過程を歩む、(4)個別事象ごとに変遷に遅速があり、実年代に区切って時代区分することはできない、という四点を上げているが、この方法は時間的ズレはあるにせよ、日本はすべて同じであり、民俗はどこでも同じ変遷をたどるとい

日本文化同質論が前提になっているのである。そして、この方法論の有効性を示したものが柳田国男の「蝸牛考」であり、そこで主張された方言圏論は、方言のみならず民俗全体にも当てはまるとする民俗圏論へと発展していくことになるのである。

このように、柳田民俗学というのは日本文化同質論、換言すれば単一民族文化論を前提に研究がすすめられてきた点に大きな特徴がある。それゆえ、当時の人口の七割という大部分を占めた農民を対象に研究が進められれば、日本文化の特質が明らかにできるとされ、ここに常民＝農民という考え方がでてくるのである。しかし、この事実が宮田登の「初めから除外する部分があつた上で常民は存在するのであり、こうした常民を主流とした日本民俗学は、当初から一つの限界をもっていた」との指摘にもあるように、人口の何割を占めようが、農民を対象としたものはあくまで農民の民俗的特質であつて日本全体の特質ではなく、偏つたものとならざるをえない限界性をもっていたのである。

では、このような区分はいかにしてつけられたのであろうか。それは、坪井洋文も指摘するように、柳田民俗学の対象はあくまで稲作文化を基盤とした農民とその文化であり、これを軸に日本の民俗を考えていた。この点

からすると、宮中の儀礼も稲作文化的な要素がみられることから天皇も常民に含まれるようになったのであり、これは思想的なものではなく、各階層の民俗が明らかにされてきたことによる結果論であつたと考えられる。でなければ、天皇を含めて被差別民を含めない理由がわからないからである。つまり、柳田民俗学というのは、稲作文化を基軸とする日本文化同質論のうえに展開され、事実かどうか検討することなく異質とされた被差別民などはその対象から結果として切り捨てられていたのである。換言すれば、柳田民俗学にとって被差別部落はその研究対象とはなりえなかつたのである。

2 日本文化同質論への批判

このように、柳田民俗学はあくまで稲作文化を基盤とした農民とその文化に研究対象を限定し、それ以外のものは切り捨ててきたわけであるが、すべての研究者がそうであつたわけではない。例えば、宮本常一の研究をみれば、稲作農耕に関する研究のみならず、山仕事や漁業・漂泊民などに関する視点も数多く含まれており、後者が担ってきた文化の重要性を認識していたことは明らかである¹⁷⁾。日本全国を歩いてきた宮本のこのような視点は日本文化の実態を考えるうえでも重要であろう。また、坪

井洋文は日本文化の理解にとってイモを代表する畑作、特に焼畑農耕にも目を向けていく必要性を指摘するが、この坪井の見解は「日本文化が単一の同系同質の稲作民族によって構成されている」ということに対する反論であつた¹⁸⁾。さらに、日本の稲作文化を基軸とする民俗のふるさつであるとしてきた沖繩では稲作文化のみならず畑作文化との複合形態で理解する必要を伊藤幹治が指摘している¹⁹⁾。

このように、日本文化の多様性に注目する必要性が指摘される中で、これまでの常民概念における矛盾を解消する動きとして竹田聴洲の「常民の概念について」が発表される²⁰⁾。これは「国民のなかに常民とそうでない人間とがあるのではなく、生活文化のなかに常民的な面とそうでない面とが区分されるのであることは明らかである。『常の民』よりむしろ『民の常』の意であり、人間の種類ではなくして文化の種類である」という記述からもわかるように、常民というものを実態概念としてではなく、文化概念としてとらえようとするもので、これは都市化の問題に対応するための一つの戦略でもあり、また先の拡大された柳田の見解を論理的に説明しようとしたものでもあつた。そして、これにより被差別部落の民俗も対象となりえる可能性がでてくることになるのである

が、注意すべき点として、この視点から対象となるのは常民的な部分、つまり常民性という共通点のみであつて、被差別部落の民俗のすべてではなかつた。つまり、多様性という実態をふまえた上での常民性という、あくまで同質論を追求するものであつたのである。

ところが、大月隆寛も指摘したように、この竹田の見解には大きな問題点があつた。それは、民俗学における民俗と常民の関係は、前者は文化に後者は社会に対応するものであつたが、ここでいう文化概念としての常民はまさにこれまでいわれてきた民俗であつて、常民と民俗の「相互補完的」な関係性を崩壊させることになつた。これにより、民俗学における常民論はその後あまり取り上げられなくなり、民俗学はどのような人びとを対象とするかという限定性も失わせる結果となつたのである。

さらに、同質論を前提とする重出立証法や周囲論に対しても、いくつかの批判やその修正がみられることとなるが、この中でも特に注目されるのが福田アジオによる批判である。福田は、重出立証法における資料や類型の間の序列の付け方の指標や基準があいまいで、地域性を時間性に置き換えることの根拠も示されていないなどの問題点を指摘し、重出立証法では民俗の変遷は明らかにできないとする²¹⁾。そして、新たに「個々の民俗事象に接

し調査する人が、調査の過程においてその民俗事象がその地点によって担われている条件・理由・意味を歴史的に明らかにする」個別分析法を主張するのである。さらに、「民俗の存在する意味とその歴史的性格を、伝承母体および伝承地域において明らかにすることを民俗学の目的にすべきである」とも述べている²²⁾。

また、このような状況の中で、近年では地域民俗学も注目されるようになってきている。宮田登によれば、民俗の相互連関に注意した上で民俗誌を作成することにより、その類型化を図ろうとするもので、その際伝承母体と民俗の関わりに注意した上で検討するという点では個別分析法と共通している。ただし、個別分析法は民俗の歴史性に注目するのに対し、地域民俗学は構造面に重点を置く点に違いがみられるというものである。

さて、この新たに提唱された個別分析法・地域民俗学ともに、これまで民俗研究に用いられる資料は地域での展開を無視してそのまま利用される傾向が一般的であつたのに対し、いずれも地域性を非常に意識したものであることが指摘できる。そして、この出現によって、日本文化同質論によってこれまでの研究で排除されてきた人びとの民俗も研究対象として取り上げることができるよう法が確立されることになつた。つまり、これは民俗の地

域性、換言すれば地域の民俗的特徴を明らかにできる可能性をもっているのである。そこで、被差別部落の問題を考えてみると、やはりその地区の抱えているさまざまな問題を民俗事象によってだけ明らかにできるかが重要な課題となってくる。その点からすれば、これらの方法は被差別部落の民俗を対象とする場合、非常に有効的な手段となりえる可能性をもっていることが指摘できよう。

二 被差別民に対する民俗学の研究視角

1 差別とケガレ論・境界論

近年の民俗学において、被差別民に対する研究の重要性が少しずつであるが認識されはじめている。例えば、新たな民俗学の方向性を模索しようとする『現代民俗学入門』で差別の問題が取り上げられ、また宮田登によって『ケガレの民俗誌』も刊行されている²⁶。宮田の研究は「差別の文化的要因」という副題が示すように、「今後の被差別部落の民俗調査に役立つべき民俗事象理解の基礎知識を能うるかぎり」提示しようとしたものであり、民俗学からの部落解放研究へのアプローチの方法として、

次の点を指摘する。まず「被差別のテーマに絡めていうなら、民俗学は、民間伝承を通して、民俗学的世界の中から、被差別というものの文化的要因は何であるのかということを探り出すところに大きな目標を置いているといえよう」とし「差別というのは文化事象としてとらえるべき」であり「差別を生ぜしめる文化的要因には、例えばここでとり上げるケガレが存在するということは大方承知されている」としている。このような視点はある意味で、これまでの民俗学における被差別民を対象とする研究の一般的傾向を言いあてているともいえる。例えば、民俗学の立場から差別の問題についての課題をまとめた森栗茂一もハレ・ケガレ・キヨメ・ケの関連構造の中でキヨメというものに注目し、差別の問題を読み解こうとしている²⁷。このようなケガレ論を基盤とした研究の特徴を考える上で、伊東久之の発言は参考になる。

差別の原因は差別されている側にあるのではなく、主として周囲で差別している側にある。だから発想を転換して、むしろ周囲の村々にも調査に入るべきである。それも差別意識を直接聞き出そうというのでは成功しない。一般的な、その地域に共通する伝統的な觀念を確かめる中で、なにを異なるものと理解し、なにを「けがれ」と認識しているかを確かめていけばよい

はずだ。差別意識が最初にあるのではなく、他との接触の中から生じてくるものだからである。²⁸(傍点政岡)
要するにこのような研究は、差別は差別をする側に原因があるという基本認識があつて行なわれてきたものといえる。また、ここでいう差別をする側というのは、具体的には柳田民俗学における常民であり、この点からすれば民俗学の成果からも最もアプローチしやすい方法でもあつた。それゆえ、これまでの部落解放研究にかかわる民俗学からの発言はこの立場からのものが主流となってきたのである。しかし、このことは民俗学における被差別部落の民俗資料を切り捨てることにはならないであろうか。また、差別がするものとされるものという関係性で成立することに対し、差別する側の論理のみを分析することで関係性の問題である差別をなくすための提言が本当にできるのであろうか。例えば、森栗茂一が自らの著書に対する批判として紹介した差別の論理を説明するというのが逆に差別肯定論として誤解される可能性も秘めているという事実は、この立場をとる研究者の大きな悩みでもあるが、被差別部落の民俗の実態を考慮せず、単に差別は差別する側の論理だから常民(部落外)の論理だけでよいという意見に対する反応として認識しておかなければならない問題であるように思われる。

さて、これらと関連する分野として、被差別部落における生業の研究があげられる。沖浦和光の『竹の民俗誌』²⁹や永瀬康博の皮革産業史の研究、また近江八幡市から出された『近江八幡の部落史 くらしとごと』³⁰など、すぐれた研究がいくつもみられる分野であり、特に近江八幡のものは部落史編纂事業との関連の中で被差別部落の民俗も取り上げていこうとする視点が行政へも広がってきた事例として注目されよう。

ところで、このような研究の特徴として、次の点が指摘できる。それは、ここで取り上げられる生業というのは、いわゆる被差別部落に特徴的な、換言すれば部落外から賤視されるような仕事を中心に取り上げる傾向が非常に強いという点であり、その背景には先のケガレ論や境界論から差別の問題を考えようとする研究の影響があるものと思われる。しかし、そのような業種が本当に被差別部落の民俗の中で象徴化されるべきものなのであるか。さらにいえば、このような特徴的な産業が被差別部落にとつてどのように位置付けられるのか、すべての民俗の中でこれが被差別部落を象徴するものとして正当性をもつのか、被差別部落の生活レベルから、換言すれば被差別部落の立場からみた場合、このような仕事が本当に象徴化されるべきものなのかについても検討する必

要があるといえよう。

2 被差別部落の民俗研究

では、被差別部落の立場からの民俗研究が行われなかったのかというところではない。赤松啓介は『非常民の民俗文化』や『差別の民俗学』をはじめとして、これまでの柳田民俗学の対象外であった差別の問題や性に關する民俗などを積極的に取り上げようとしており、柳田民俗学の問題点が明らかにされてきつつある近年、福田アジオや岩田重則によって、民俗学史における位置付けやその意義などが検討されるなど特に注目されている。

この赤松の研究についてであるが、まず柳田民俗学に対するアンチテーゼとしての非常民や常民のこれまで取り上げられなかった生活の部分を浮き彫りにした点で注目される。柳田民俗学が美しい表の部分を中心に研究をすすめてきたのに対し、赤松はともすれば人びとがあまり話したがらない裏の部分を描きだしたという点で評価すべきものであるといえる。しかし、われわれがここで注目しなければならぬのは、柳田民俗学が描こうとした部分も赤松啓介が浮き彫りにしようとした部分もすべてムラの中で展開された生活の一部であるという点である。つまり、両者はいずれもムラの生活の一面を言い表わ

しているのであって、赤松の民俗学は柳田民俗学とはまったく異なるもののようにも見えるがそうではなく、生活全体を明らかにするという視点からみると、相互補完的でなければならぬ。その点で赤松の研究は柳田民俗学の成果との関連の中で独自性をもつものであって、柳田民俗学とは区別されるものではないのである。つまり、民俗学の今後の課題として、この赤松が提起した部分をもとのようにとらえていくか考える必要があるといえる。

また、被差別部落を対象とした民俗誌もいくつか発表されている。例えば、亀山慶一・宮本袈裟雄の指導のもと長野県同和教育推進協議会によって編集された『荒堀地区の民俗と生活』や、谷口貢・宮本袈裟雄によって執筆された『被差別部落の民俗——関東一農村大平町榎本の事例——』などがあげられるが、前者で宮本袈裟雄は「荒堀地区の民俗は、従来民俗学が主要な分析対象としてきた農・山・漁村の民俗文化と対比しても本質的には相違することがないと思われる」が、次の点に特色があるとしている。まず第一に経済伝承として、多様な職種がみられ同時に同一の人が幾種もの職業に従事している点と、第二に技術伝承には「創意工夫」の中での生活があらゆる面で認められること、第三に社会組織や年中行事・通過儀礼における開放性が顕著であることなどを指

摘するとともに、そこに貧しさの影響をみる。そして、「荒堀地区の民俗は農村型の民俗と都市型の民俗とを合わせもったところに大きな特色がある」としている。このように被差別部落の民俗の特質について、地域を限定しそこに展開される民俗の諸相を調査した上での非常に興味深い指摘ではあるが、このような分析結果が「調査を終えて」という総括でまとめられているだけで、どのような民俗事象がどのように関連し、それをどのように分析したのかが省かれており、いわゆる項目羅列主義的な記述方法となっている点も否めない。しかし、それを含めても被差別部落の民俗をトータルにとらえ、その特質を明らかにしようとした点で評価されるべきものであるといえる。

また、乾武俊の一連の研究や中村水名子・坪井和子・多田恵美子の業績の他、部落解放研究所より『被差別部落の民俗伝承』も刊行されている。特に、『被差別部落の民俗伝承』は大府全域の被差別部落を対象とする大規模な調査報告であり、そのまとめ方も地域性を考慮したものとなっている。そして、この中にはいくつもの興味深い指摘があるが、ここでは特に本論にかかわる部分について紹介したい。

まず、社会組織についてであるが、被差別部落では貧

しい生活を強いられており、家産を背景にした家が成立するのが難しい点が想定できるが、これを示すように若者集団が顕著であり、かつ「タルコロガシ」に代表されるような婚姻における積極的関与もみられるなど、典型的な事例が数多くみられる。これについては、江戸五夫も年齢階梯制が維持される一つの要因として生産力の低さを上げているが、被差別部落の社会組織の基盤として年齢階梯制が存在しているということは、その経済的貧困が民俗にも大きく影響していることを示す事例として注目されるとともに、日本の年齢階梯制を考える上でも重要な資料となりえる点も指摘できる。

さらに注目されるのが、稲作文化を基盤とした儀礼が顕著であるという点である。府下の被差別部落のほとんどは、「大正」のころはなお「農業」的立地条件の場所に位置していたが、「農業」からは疎外されていた。「出作」「小作」「日雇」などの形でしか「農業」にかかわれなかった人が多い状況にもかかわらず、これが認められるということは部落外と変わらないということになる。この要因として本書は次の二点を想定する。

- (1) 農耕民俗文化の「被差別部落への浸透」もしくは「農耕文化へのあこがれ」
- (2) 部落差別という「差別・被差別の関係」が固定化

し、差別の「境界意識」がムラとムラを遮断する以前の、「民俗を支える基層心意の残存」に由来する。

そして、(2)に比重をおいて考えようとするのである。

さて、この見解には原因を歴史的に探ろうとする傾向がうかがえるが、筆者はそれよりも異質視される被差別部落は実は異質ではないどころか部落外のムラと同様に稲作文化を基盤としているという点で主張すべきであると考え。確かに、子細に点検すれば微妙なズレも認められるというが、稲作文化を基盤とする民俗には違いはない。この被差別部落における稲作儀礼の存在は非常に重要であり、日本の稲作文化を考える上でも今後はこの点に十分注意する必要がある。そして、このような議論は被差別部落の民俗を調査検討してはじめて得られるものであり、本書の中のさまざまな指摘は非常に評価されるべきであるといえる。今後は、この成果を生かしながらどのような調査研究が可能であるかを考えていく必要がある。

このように、現在では被差別部落の民俗誌的研究の成果が蓄積されつつあるが、このような作業はこれまでの研究で評価されてきたのかというところでもない。例えば、森栗茂一は次のような点を指摘している。

近年では、被差別部落の文化や歴史を記述しようとする、意欲的な取り組みが少なくないが、柳田民俗学的な調査項目の羅列で被差別部落を調査してみたところで、被差別部落の貧しさと被差別の悔しき以外に何が記録できようか。それを学問と称して啓発したところで、何ゆえの差別なのか誰も理解しないのではないか。

また、伊東久之も

ただ、被差別部落の調査そのものが、どれほどの情報を与えてくれるかは、いささか疑問である。多くの調査報告書が指摘するように、被差別部落に周辺の村々と特別に異なる民俗はあまりない。ほとんど変わりませんでしたという報告は事実であり必要ではあるが、それを積み重ねたところで、差別の根源に迫ろうとする資料にはなりえないのである。

と述べ、これらの見解をみても被差別部落の民俗誌的調査研究の必要性は必ずしも積極的に主張されていないのが現状であるが、果たしてそうであろうか。これらはいずれもケガレ論や境界論からの研究の重要性を指摘するための発言であるが、実は筆者はこの考えには基本的に賛同できない。確かに差別が差別する側に大きな要因があり、差別する側の論理を探ることの重要性には異論が

ないし、貧しきについても単なる事実の羅列だけでは意味がない。しかし、地区の姿とその問題を直視できる民俗学は、被差別部落の貧しさや被差別の問題について、民俗事象への影響などを通してどのように主張することができるか考える必要もあるのではなからうか。

また、それよりも重要なのは、被差別部落の民俗がこれまでの民俗学の成果とほとんど違いがないばかりか、そこには稲作文化の影響もみられるという点である。つまり、被差別部落の民俗はほとんど違いがないにもかかわらず違いが強調され、それが差別につながるというのはどういうことか。そして、民俗的には違いがみられないのに研究レベルでも被差別部落の問題がケガレ論や境界論だけで語られたり、一部の生業をもって、それが被差別部落にとってあくまで生活のほんの一部分であるにもかかわらず、そのみが語られるのはどういうことか。さらに、これらだけを象徴化し取り上げても被差別部落の本当の姿は描けないのではなからうか。これからの被差別部落の民俗研究は、このようにこれまでの研究で取り上げられてきた特徴的だとされる民俗が果たして実際の被差別部落の人びとの生活にとって特徴的であるか否か検討した上で発言していかねばならない。そして、民俗学からの具体的方法としては、先の特徴からも地域

民俗学的な方法からの分析がもつとも有効な手段となりえるであろう。

被差別部落の人びとは違うという根拠のない異質性が差別に大きな影響を与えていると筆者は考えているが、被差別部落の民俗にほとんど違いがみられないということは、偏見に基づく異質性によって論理構築されている差別の認識に対し、反論できるデータとしても重要である。また、差別する側の異質性と被差別部落の実態のズレをどのように位置付けるかという点も考えなければならぬのであるが、同質性がみられながらも差別が存在するということはいったい何なのかという訴えは、被差別部落の民俗が部落外と同じであるということを検証してはじめて説得力をもつものになるといえる。だからこそ、差別する側の論理だけを追求すればよいのではなく、これを考えるためにも被差別部落の民俗誌的な調査研究は非常に重要であるといえよう。被差別部落と一言でいっても地域によってさまざまであるが、被差別部落の民俗誌的研究はこれまで決して盛んに行われてきたとはいえない。このような研究を積み重ね、被差別部落の民俗的特質を明らかにした上で、日本の民俗文化の特質を考えるとともに、差別の問題についても説得力をもって訴えていく必要があるのではなからうか。

おわりに

以上、これまでの民俗学にとって被差別民はどのような位置付けられてきたのか、またどのような視点から研究されてきたのかについてみてきた。そして、その問題点について検討してきたのであるが、このような視点からの今後の課題として次の点があげられる。

まず第一に、個別のムラを対象としたインテンシブな調査の必要性である。これまでの民俗学において、被差別部落を対象とする民俗調査は、部落外に比べあまり行われておらず、今後は少しでも多くのムラやマチを対象とする調査研究の積み重ねの必要性が指摘できる。この場合、これまでの項目羅列主義による民俗誌の作成をさげ、民俗の相互連関に注目した上で、その構造的特質を明らかにするような地域民俗学的方法によるものでなければならぬ。

第二点として、第一点の成果をうけて、今後は農村ならば部落外の農村との比較を行う必要がある。そして、どこが共通してどこが違うのか詳細に検討していかなければならぬ。これを行うことにより、部落解放研究および今後の民俗学に対しても新たな問題提起ができる可

能性がでてくるものと考えられる。

第三点は、民俗の差異と差別の問題である。日本人の文化的特質を明らかにしようとする民俗学において、日本を一つにとらえるのではなく、多様な文化をもつことこそが特質であることを主張しなければならぬ。そして、その違いには格差を設定することはできないことも認識しておく必要がある。まして、違いを差別の正当化に利用する論理に対しては強く反対していかなければならないと考える。

そして、最後に第四点として、差別の具体的な聞き取りを行う必要がある。どのような論理で差別されてきたのか、対象となる被差別部落の実態と差別を行ったムラの民俗的特質を検討した上で、なぜこのような論理が生まれてくるのかを考える必要がある。差別は関係性の中で生まれるものであるが、差別する側の論理と差別される側の話だけでおわってしまい、偏ってしまうことになる。そして、これこそが差別的文化的要因を探る具体的な方法ではないかと考える。換言すれば差別論理の偏見性を明らかにしなければならないのである。

当たり前のことであるが、人間としての存在とともに文化的にも同じ民俗を基盤とするのになぜ差別されな

ればならないのか、という偏見に対する反論材料として民俗学の成果が利用できればと考えている。宮田登は「民俗学の姿勢・態度には、どちらかという当面する課題と直接対決をさけるような側面をもっているような気がする。むしろ搦手からその本質的なものを見付けようとするのである」といっているがそうではなく、これまでの民俗学はそのことをあまり考えてこなかっただけのことである。そして、宮田のいう消極的な方法のみならず、積極的な方法の一つとしてアピールできるのではなからうか。今後は、差別する側のケガレ論・境界論からのアプローチと同時に被差別部落の民俗を検討しなければならぬ。なぜなら、差別は両者の関係性により成立するのであり、部落解放に向けての研究においても両者は相互補完的關係にあるといえる。そして、両研究の成果をふまえた上でこそ真の問題提起ができるのではなからうか。

注

(1)これについて、筆者は以前、部落解放研究所のシンポジウム「被差別部落の民俗伝承からの問いかけ」の際、質疑応

答の中で述べたことがある(『部落解放研究』一〇三、一九九五年)。

(2)有賀喜左衛門「日本常民生活資料叢書総序―渋沢敬三と

柳田国男・柳宗悦―」(『日本常民生活資料叢書』一、一九七二年)

(3)福田アジオ「常民論ノート」(木代修一先生喜寿記念論文集三「民族史学の方法」雄山閣、一九七七年、『日本民俗学方法序説』弘文堂、一九八四年に再録)

(4)柳田国男「郷土生活の研究法」(刀江書院、一九三五年、『定本柳田国男集』二五、以下「定本」と表す)

(5)前掲書(4)

(6)柳田国男「民間伝承論」(現代史学大系七、共立社、一九三四年)

(7)「常民」(『民俗学辞典』東京堂出版、一九五一年)

(8)座談会「日本文化の伝統について」(『近代文学』一九五七年一・二月号)

(9)前掲論文(3)

(10)柳田国男「所謂特殊部落ノ種類」(『国家学会雑誌』、一九一三年、『定本』二七)

(11)宮田登「非常民の信仰」(『文化』、一九七六年。「ケガレの民俗誌」人文書院、一九九六年に再録)

(12)前掲論文(3)

(13)福田アジオ「民俗学にとって何が明晰か」(『柳田国男研究』五、一九七四年)

(14)柳田国男「蝸牛考」(『人類学雑誌』四二―四七、一九二

- (15) 前掲論文(11)
- (16) 坪井洋文「民俗研究の現状と課題」(国立歴史民俗博物館研究報告)一、一九八二年。「稲を選んだ日本人」未来社、一九八二年に再録
- (17) 宮本常一の業績については著作集が未来社から刊行されている。
- (18) 前掲論文(16)
- (19) 伊藤幹治「稲作儀礼の研究」(而立書房、一九七四年)
- (20) 竹田聰洲「常民という概念について」(『日本民俗学会報』四九、一九六七年)、『竹田聰洲著作集』八、国書刊行会、一九九三年に再録
- (21) 大月隆寛「常民・民俗・伝承」(『常民文化』九、一九八六年)。「民俗学という不幸」青弓社、一九九二年に再録
- (22) 前掲論文(13)
- (23) 福田アジオ「民俗学と村」(『日本民俗学講座』二、朝倉書店、一九七六年)、『日本村落の民俗的構造』弘文堂、一九八三年に再録
- (24) 福田アジオ「民俗学における比較の役割」(『日本民俗学』九一、一九七四年)
- (25) 宮田登「地方史研究と民俗学」(『史潮』一〇〇、一九六七年)

- (26) 伊東久之「内なるものと外なるもの」(『現代民俗学入門』吉川弘文館、一九九六年)
- (27) 宮田登「ケガレの民俗誌」(人文書院、一九九六年)
- (28) 森栗茂一「部落史のになわなかったもの」と「民俗学が凝視しなかったもの」(『部落解放研究』八七、一九九二年)
- (29) 前掲論文(26)
- (30) 前掲論文(28)
- (31) 沖浦和光「竹の民俗誌―日本文化の深層を探る―」(岩波新書、一九九一年)
- (32) 永瀬康博「皮革産業史の研究―甲冑武具よりみた加工技術とその変遷―」(名著出版、一九九二年)
- (33) 近江八幡市「近江八幡の部落史 くらしとしごと」(一九九二年)
- (34) 赤松啓介「非常民の民俗文化」(明石書店、一九八六年)、「同『非常民の民俗境界』(明石書店、一九八八年)、「同『非常民の性民俗』(明石書店、一九九一年)、「同『差別の民俗学』(明石書店、一九九五年)などがあげられる。
- (35) 福田アジオ「日本の民俗学とマルクス主義」(国立歴史民俗博物館研究報告)二七、一九九〇年、岩田重則「赤松啓介の民俗学」(『日本民俗学』一九七、一九九四年)
- (36) 長野県同和教育推進協議会「荒堀地区の民俗と生活」(一九八二年)

- (37) 部落解放同盟栃木県連合会・同女性部「被差別部落の民俗―北関東一農村大平町榎本の事例―」(一九九五年)
- (38) 乾武俊「伝承文化と同和教育」(明石書店、一九八八年)、「同『民俗文化の深層 被差別部落の伝承を訪ねて』(解放出版社、一九九五年)
- (39) 中村水名子・坪井和子・多田恵美子「被差別部落 その生活と民俗」(解放出版社、一九九二年)
- (40) 部落解放研究所「被差別部落の民俗伝承」(一九九五年)
- (41) 江守五夫「年齢階梯制の社会構造」(『法律論叢』四八―二・三、一九七五―六年)。「日本村落社会の構造」弘文堂、一九七六年に再録
- (42) 前掲論文(28)

- (43) 前掲論文(26)
- (44) 前掲書(27)

追記

本論は一九九六年八月二日に部落解放研究所の伝承文化部会で発表した原稿をもとに加筆修正しまとめなおしたものである。この際さまざまご意見をいただいた乾武俊・西岡陽子両先生をはじめ部会員の皆様に記して謝意を表したい。なお、本稿を作成するにあたって、紙数の関係や筆者の力量不足のため、本来ならば取り上げるべき研究が落ちていたり内容に偏りがみられるが、この点について関係分野諸氏と読者の方々には陳謝したい。

これからの人権教育

新時代を拓くネットワーク

国際的な人権教育を学び、同和教育の新たな段階へむけた発展の指針を明らかにする。
97年7月刊

部落解放研究所編
A5判、278頁
2,400円+税

これからの人権教育

